

加須都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 3・4・1 駅前通り線ほか 14 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・1	駅前通り線	加須市 中央一丁目	加須市 大門町	加須市 中央一丁目	約 710 m	地表式	2車線	18 m	幹線街路と平面交差 2箇所	
	3・5・7	旭橋通り線	加須市 本町	加須市 上三俣 字中野島	加須市 睦町二丁目	約 620 m	地表式	2車線	12 m	幹線街路と平面交差 3箇所	
	3・3・8	国道125号 加須バイパス	加須市 岡古井 字道上	加須市 豊野台二丁目	加須市 不動岡 字銭見	約 9,680 m		4車線	23.5 m		
	構造形式の内訳		加須市 北小浜 字二田切	加須市 南篠崎 字川端		約 490 m	嵩上式 地表式	/	32 ～ 37	幹線街路と平面交差 2箇所	
						約 9,190 m	地表式		23.5 ～ 26	自動車専用道路と立 体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 6 箇所	
	3・6・10	東栄通り線	加須市 下高柳 字上小宮	加須市 睦町一丁目	加須市 南町	約 1,620 m	地表式	2車線	9 m	東武鉄道伊勢崎線と 立体交差 幹線街路と平面交差 5箇所	
	3・4・12	花崎駅前通り線	加須市 花崎一丁目	加須市 船越 字蓮田	加須市 花崎 字江橋	約 1,140 m	地表式	2車線	16 m	幹線街路と平面交差 2箇所	
	3・3・15	日光東京線	加須市 志多見 字下川面	加須市 芋荃 字東原	加須市 志多見 字深町	約 8,100 m	地表式	4車線	23.5 m	幹線街路と平面交差 5箇所	
	3・3・16	加須鴻巣線	加須市 騎西 字元町裏	加須市 根古屋 字向沼	加須市 根古屋、 騎西、 鴻荃	約 1,260 m	地表式	4車線	23 m	幹線街路と平面交差 2箇所	
	3・4・18	戸崎根古屋線	加須市 根古屋 字中宿	加須市 戸崎 字上	加須市 戸崎、 正能、 外川、 根古屋	約 2,100 m	地表式	2車線	16 m	幹線街路と平面交差 5箇所	
3・6・21	騎西正能線	加須市 騎西 字新田裏	加須市 正能 字弁天	加須市 騎西、 正能	約 880 m	地表式	2車線	9 m	幹線街路と平面交差 2箇所		
3・3・22	幸手鷲宮加須線	加須市 鳩山町	加須市 大桑一丁目	加須市 南大桑 字宮前	約 3,080 m	地表式	4車線	22 m	幹線街路と平面交差 2箇所		

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・27	栗橋大利根加須線	加須市 北下新井 字下堤外	加須市 古川一丁目	加須市 新利根二丁目	約 7,370 m	地表式	2車線	16 m	幹線街路と平面交差 2箇所	
	3・4・28	幸手久喜加須線	加須市 水深 字宮田	加須市 下高柳 字上小宮	加須市 船越 字蓮田	約 4,290 m	地表式	2車線	18 m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差 3箇所	
	3・5・31	下高柳道地線	加須市 下高柳 字上小宮	加須市 平永 字新栄	加須市 上高柳 字谷中	約 4,520 m	地表式	2車線	15 m	幹線街路と平面交差 2箇所	
	3・4・32	栗橋外野線	加須市 旗井 字堤外	加須市 旗井 字仲側	加須市 旗井 字奈良	約 1,490 m	地表式	2車線	16 m	JR東北本線、東武鉄道日光線と立体交差	
	3・5・36	中央線	加須市 北下新井 字野中	加須市 旗井 字仲	加須市 旗井 字裏側	約 1,720 m	地表式	2車線	12 m	幹線街路と平面交差 4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変更理由

合併により、旧大利根町が幸手都市計画区域から加須都市計画区域へ統合することに伴い、本案のように変更するものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する、同法第17条第1項の規定に基づき、加須都市計画道路(埼玉県決定)の変更についての理由を示したものです。

1 変更の必要性

旧加須市、旧騎西町、旧北川辺町、旧大利根町が合併し、新たな加須市が誕生したことに伴い、幸手都市計画区域を構成していた旧大利根町が、加須都市計画区域へ統合することとなったため、都市計画法第21条第1項の規定による都市計画区域の変更にあわせ、加須都市計画道路の変更を行うものです。

2 変更の内容

合併による都市計画区域の変更に伴い、都市計画道路の名称、位置、区域、構造の変更を行うとともに、車線数を定めます。

また、埼玉県が定めた「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱い」に基づき、県決定の都市計画道路と一体的に定めている駅前広場を分離し、加須市決定として、新たに駅前広場を定めます。

なお、今回の変更では、実質的な道路の位置等の変更は行わないことから、都市計画上の規制内容に変更は生じません。

3 関連する都市計画

加須都市計画道路(埼玉県決定)の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(埼玉県決定)
- ② 区域区分(埼玉県決定)
- ③ 住宅市街地の開発整備の方針(埼玉県決定)
- ④ 加須都市計画道路(埼玉県決定)
- ⑤ 土地区画整理事業(加須市決定)
- ⑥ 生産緑地(加須市決定)